

## 主文

- 1 第1事件原告及び第2事件原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、第1事件原告及び第2事件原告らの負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

#### 1 第1事件

第1事件被告（以下「被告Y1社」という。）との間において、第1事件原告（以下「原告X1」という。）が、第1事件被告・第2事件被告補助参加人（以下「株式会社Y3」又は「補助参加人」という。）の株式7万3330株を有する株主であることを確認する。

#### 2 第2事件

第2事件被告（以下「被告Y2社」といい、被告Y1社と併せて「被告ら」という。）との間において、第2事件原告ら（以下、それぞれ「原告X2」、「原告X3」といい、原告X1と併せて「原告ら」という。）が、それぞれ株式会社Y3の株式7万3330株を有する株主であることを確認する。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の骨子

本件は、原告らが、株式会社Y3の株式を売却する旨の被告らに対する意思表示には要素の錯誤があり、原告らに重過失も認められないので、同社との株式売買契約は無効である旨主張して、被告らに対し、原告らが株式会社Y3の株主であることの確認を求める事案である。

これに対し、被告ら及び補助参加人は、原告らに錯誤は認められず、仮にこれが認められたとしても重過失がある旨主張して、原告らの本訴請求を争っている。

#### 2 前提事実

以下の事実は、いずれも当事者間に争いがないか、末尾に掲記した証拠等によって容易に認めることができる。

(1) 原告らと甲山D（以下「D」という。）は、いずれも甲山E（昭和54年11月28日死亡。以下「E」という。）と甲山F（平成22年7月21日死亡。以下「F」という。）との間の子である。

Eは、父親である甲山Gが創業した株式会社Y3を経営していたが、その後、Dの夫でありEとFの養子である甲山H（以下「H」という。）が同社の経営を承継し（現代表取締役会長）、さらにその後、HとDとの間の子である甲山Iの夫であり、HとDの養子である甲山C（以下「C」という。）が同社の経営を承継して（現代表取締役社長）、現在に至っている（甲4ないし6、丙イ7、8）。

(2) 原告らは、それぞれEから贈与を受けたことにより、株式会社Y3の株式7万3330株ずつ（以下、併せて「本件株式」という。）を保有していた（当事者間に争いがない。）。

(3) 平成22年11月5日、原告らとCが同席する場で、原告X1が被告Y1社に対し、

原告X2及び原告X3が被告Y2社に対し、各々が所有する本件株式をそれぞれ366万6500円で売却すること、被告らが原告らに対し、契約締結日に上記代金を支払うことなどが記載された同月22日付け株式譲渡契約書（甲1、丙口1、2。以下、併せて「本件契約書」という。）に原告らの押印がされ、その後、原告らからHないしCに対して本件契約書が交付された（以下、本件契約書に係る原告らと被告らとの間の契約を「本件売買契約」という。）（甲4ないし6、丙イ7、弁論の全趣旨）。

(4) 同月22日、被告Y1社から原告X1に対し、被告Y2社から原告X2及び原告X3に対し、366万6500円ずつが振込入金された（当事者間に争いが無い。）。

### 3 本件の争点及びこれに関する当事者等の主張

本件の争点は、本件売買契約締結の意思表示に係る原告らの錯誤の成否及び原告らの重過失の有無であり、争点に関する当事者等の主張は、以下のとおりである。

(原告らの主張)

(1) 原告らは、株式会社Y3から自社株買いの申出を受けたことから、本件株式を終身保有して配当金を継続的に受領する予定を変更し、株式会社Y3に本件株式を売却するものと信じて本件売買契約の締結に応じたものである。原告らは、その際はCの指示に従って数枚の書面に押印をしたのみであり、Cを信じていたためにその内容等についても一切確認していなかったところ、平成23年2月に、Fの相続税申告に際して本件株式の時価を知り、さらに本件契約書の譲受人名義及び本件株式の売却代金の振込名義人を確認した結果、本件株式の売却先が被告らであることを知ったものである。そうである以上、原告らの内心と表示された意思との間には食い違いがある。

社会通念上、見ず知らずの会社に対し、何ら交渉もなくして、しかも上記のとおり予定を変更してまで非公開株式を売却することは、特段の事情がない限りあり得ないのであり、かかる契約の相手方に関する錯誤は要素の錯誤に当たる。

(2) また、原告らは、時価で売却するものと信じて本件売買契約を締結したものであるところ、本件株式は、類似業種比準方式で評価すると1株133円、純資産価額方式で評価すると1株980円であるから、本件売買契約締結時における本件株式の時価は1株133円を下ることはなかった。そうであるにもかかわらず、原告らはそのことを知らずに、1株わずか50円という価格で売却したものであるから、原告らの内心と表示された意思との間に食い違いがある。

原告らは、あえて価格を大幅に下げてまで本件株式を売却したり、贈与したりする状況にはなく、上記時価を知っていれば、1株50円という不適正な価格による売却に応じなかったことは社会通念上明らかであるから、かかる売却価格に関する錯誤は要素の錯誤に当たる。

(3) 原告らは、株式会社Y3と取引するものと信じ込まされていたのであって、被告らとの間で書類を取り交わしたことは一度もなく、本件契約書についても、原告らの押印後にHないしCが被告らの記名部分を記載したとも考えられるのであり、契約の相手方に関する錯誤につき原告らに重過失はない。

また、被告らは、本件売買契約締結時における本件株式の時価が1株133円以上であり、原告らが株式会社Y3の資産状況を把握していれば、1株133円以上での取引を望むであろうことを知り得たものといえるところ、民法93条ただし書が適用される場合との均衡からして、本件のように表意者が故意によらずして内心と異なる意思表示をし、相手方が表意者の真意を知り

得た場合は、表意者の重過失を問題とする余地はないものというべきである。

(被告らの主張)

(1) 本件契約書の書式からすれば、原告らが本件契約書に押印した際には、被告らの記名部分が既に印字されていたことが明らかである上、原告らが被告らに対して本件株式の売却代金の振込依頼を行っていることからすれば、原告らが被告らに対して本件株式を売却する旨を認識していたことは明らかである。

(2) また、原告らが主張する本件株式の時価は、Fの相続に係る相続税申告の際の評価を根拠としたものであるが、被告らは、株式会社Y3の要請を受けて資本協力をすべく、無議決権株式として本件株式を買い受けたのであり、かかる株式譲渡の際の価格設定と相続税申告の際の評価額とは目的も方法も結果も全く異なるのであるから、両者を単純に比較すること自体合理性を欠くものである。そして、上記のような事情の下では、1株50円という価格は何ら適正を欠くものではない。

(補助参加人の主張)

(1) 本件売買契約に至る経緯は、以下のとおりである。

ア Eは、昭和30年頃、原告らに対し、その保有は一代限りとし、その後は甲山家に戻すことを前提に、原告らに配当金を受領させることを目的として、本件株式を贈与した。

イ その後、平成14年7月16日に甲山家の親族が集まった際、関係者も高齢となりつつあったことから念書を作成することとなり、原告らが、本件株式の保有は一代限りとし、その時点において額面額で株式会社Y3の指定する者に売却する旨の同社取締役社長甲山C宛て念書(丙イ3ないし5。以下「本件念書」という。)に署名押印し、これを株式会社Y3に交付した。

ウ 平成22年11月に至り、関係者がさらに高齢となったことから、Cが原告らに対し、本件念書の趣旨に鑑み、本件株式を被告らに売却することで株式会社Y3の安定株主となってもらうことを明確に説明した上で、本件契約書に原告らの押印を受けた。

(2) そもそも株式は転々譲渡されるものであることからすれば、株式譲渡の相手方いかんは意思表示の要素となるものではないし、上記(1)の経緯に鑑みれば、原告らに契約の相手方についての錯誤は認められない。

また、上記(1)アのとおり、本件株式の贈与が、原告らに株式会社Y3からの配当金を受領させることを目的とした返還条件付のものであり、当該贈与に際して株価は全く問題とされなかったことからすると、本件売買契約においては、本件株式の売却価格は意思表示の要素とはいえない。

(3) 仮に、原告らに要素の錯誤が成立するとしても、上記(1)の経緯に鑑みれば、原告らの重過失は明らかである。

### 第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、証拠(甲4ないし6、乙イ1、乙ロ1の1及び2、丙イ3ないし5、7、8)及び弁論の全趣旨を総合すると、本件売買契約締結に至る経緯として、以下のとおり認めることができる。

(1) 株式会社Y3は、段ボールなどの板紙の販売を主たる業とする従業員50名程度の株式会社である。

創業者であり父親である甲山Gから同社の経営を承継したEは、昭和30年頃、娘である原告らに対し、主に配当金を受領させることを目的として本件株式を贈与したが、その散逸を嫌い、

贈与に際しては、原告らの保有は一代限りとし、その後は株式会社Y3に戻すよう求めた。

(2) その後、原告らは本件株式につき配当を受けていたところ、FやHが高齢となったこともあって、将来親族間において相続が生じた場合に備え、原告らに対し、本件株式の承継等について書面化を求めることになり、Hは、平成14年7月にH宅に原告らを含む親族が集まった際、Hが作成した本件念書の書式を原告らに示し、署名押印を求めた。原告らはこれに応じ、同月頃に本件念書の書式に署名押印し、これをHに交付した（なお、原告らの主張には、本件念書の成立を争うかのような部分があるが、その署名押印に係る筆跡及び原告らの陳述（甲4ないし6）に照らすと、本件念書は真正に成立したものと認められる。）。

(3) HないしCは、Fの死亡後である平成22年10月頃、甲山家の親族が集まった席で、原告らに対して本件株式の買取りを申し出たところ、原告らはこれに応じる旨を回答した。

(4) その後、HないしCは、株式会社Y3の顧客である被告らに安定株主として本件株式を引き受けてもらうこととして、本件契約書の書式を作成した上で、同年11月5日、原告らとの同席の場で原告らに押印を求めたところ、原告らはこれに応じた。また、原告らは、その際にHないしCから、被告らから支払われる本件株式譲渡代金の振込先を指定する内容の「(株)Y3株式の譲渡代金振込の件」と題する書面（乙イ1、乙ロ1の1及び2。以下、併せて「本件依頼書」という。）への記入を求められたことから、それぞれの預金口座の銀行名、預金種類、口座番号及び口座名義を書き入れた上で、これをHないしCに交付したところ、同月22日、被告Y1社から原告X1に対し、被告Y2社から原告X2及び原告X3に対し、366万6500円ずつが振込入金された。

2(1) ところで、原告らは、原告らの本件売買契約締結の意思表示（被告らに対し本件株式を額面額（1株50円）で売却する旨の意思表示）には、契約の相手方及び売却価格について錯誤が存在した旨主張する。

しかしながら、上記1に認定した経緯に加え、本件念書には、「額面価額をもって、当会社の指定する者に所有全株式を無条件で売却譲渡することを確約致します。」と記載されていること、本件契約書には、契約の相手方として被告らの社名、本店所在地及び代表者名が明記された上で、被告らに対して本件株式7万3330株を代金366万6500円で売却する旨が記載されていること、本件依頼書にも宛先として被告らの社名が明記されていることからすると、原告らが、株式会社Y3に対して本件株式を時価で売却する意思で本件売買契約を締結したとは考え難いというべきであって、原告らの本件売買契約締結の意思表示に錯誤が存在したと認めることはできない。

(2) この点、原告らの陳述書（甲4ないし6）には、本件念書については記憶にないが、その内容について説明を受けることも理解することもなく、HないしCに言われるままに署名押印した可能性があるなどとする部分がある。しかしながら、本件念書のうち原告X1が作成したもの（丙イ3）には作成日付の記載がなく、原告X2が作成したもの（丙イ5）は平成14年7月23日付けとされ、原告X3が作成したもの（丙イ4）は同月16日付けとされていることからすれば、Hの陳述（丙イ8）のとおり、本件念書は、原告らの一部が自宅に持ち帰るなどしたために異なる機会に署名押印された可能性が高いものと解されるところ、そうであるにもかかわらず、原告らのいずれもがその内容を確認せず、これを理解しないまま署名押印するといった事態が生ずることは、およそ考え難いというべきである。

また、原告らの陳述書には、HないしCが平成22年10月頃に本件株式の買取りを申し出た際（甲4）や、同年11月5日に本件契約書に原告らの押印がされた際（甲6）に、HないしCから株式会社Y3が適正な評価額で買い取る旨の説明がされたなどとする部分がある。しかしながら、本件契約書には契約の相手方として被告らの社名や売却価格が明記され、本件依頼書も被告ら宛てとされているのであるから、仮に、Cが原告らに対してかかる説明をしたのであれば、本件契約書や本件依頼書における上記記載との齟齬についても説明があつてしかるべきであるにもかかわらず、原告らの陳述書からは、Cがそのような説明をしたような事実はうかがえない。

なお、この点に関し原告らは、Cに言われるままに印鑑を渡し、Cが原告らに代わって本件契約書に押印した旨陳述するが（甲4ないし6）、原告らが自ら押印した旨のCの陳述（丙イ7）と異なっている上、原告らも訴状や準備書面においては、Cの指示に従って押印した旨を主張していることからすれば、原告らの上記陳述を信用することはできない。

3 さらにいえば、仮に、原告らの主張するとおり錯誤が存在し、かつ、売却価格に関する錯誤につき要素の錯誤と認めることができたとしても、原告らは、その主張及び陳述（甲4ないし6）によると、内容について説明を受けることも理解することもなく、言われるままに本件念書に署名押印し、さらに契約書に明記されている契約の相手方や売却価格すら確認することなく、言われるままに本件契約書に押印したというのであるから、そこにおける重過失の存在は明らかというべきであり、これを否定する原告らの主張は採用することができない。

4 以上のとおり、原告らの本件売買契約締結の意思表示につき錯誤の存在は認められず、仮にこれが認められたとしても、原告らには重過失が認められるから、原告らの本件売買契約締結の意思表示が無効であることを前提とする本訴請求は、いずれも理由がないことに帰する。

よって、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第44部

（裁判官 日景聡）

## 別紙

当事者目録

横浜市〈以下省略〉

第1事件原告 X1

東京都北区〈以下省略〉

第2事件原告 X2

東京都渋谷区〈以下省略〉

第2事件原告 X3

上記3名訴訟代理人弁護士 平岩敬一

同 松延成雄

同 石川宏昭

同 芝野彰一

東京都中央区〈以下省略〉

第1事件被告 Y1株式会社

同代表者代表取締役 A

東京都千代田区〈以下省略〉

第2事件被告 Y2株式会社

同代表者代表取締役 B

上記2名訴訟代理人弁護士 安藤信彦

同 鈴木聡

同 佐藤裕太

東京都台東区〈以下省略〉

第1事件被告・第2事件被告補助参加人 株式会社Y3

同代表者代表取締役 甲山C

同訴訟代理人弁護士 由岐和広

同 豊崎寿昌

同 榎本崇人

同 濱谷美穂

同 伊藤献

同 西尾いづみ

同 武藏元

以上